



島根県報

令和6年2月27日（火）
第493号
（毎週火・金曜日発行）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（8件）	（中 小 企 業 課）	4
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	（建 築 住 宅 課）	12

【特定調達公告】

協働学習に係る授業支援ソフトウェアライセンス調達に係る一般競争入札の実施	（教 育 指 導 課）	13
--------------------------------------	-------------	----

【公安告示】

空港保安警備業務1級検定及び空港保安警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	16
-------------------------------	-----------	----

【正 誤】

令和6年1月26日付け島根県報第484号中	（技 術 管 理 課）	18
-----------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第131号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第132号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
火災の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第133号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーホームセンターいない松江田和山店 松江市田和山町75
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770
- (3) 変更した事項
- ア 大規模小売店舗を設置する者の名称
（変更前）株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎
（変更後）いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第134号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スプリングパワーセンター 松江市黒田町85-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

株式会社みしまや 代表取締役社長 三島 隆史 島根県松江市雑賀町99

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第135号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない松江東川津店・ドラッグストアウェルネス東川津店

松江市下東川津町505番12外12筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13番1号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第136号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーホームセンターいない斐川店 出雲市斐川町上庄原1370-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第137号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない出雲ドーム東店 出雲市平野町300

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第138号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウジングランドい不在大田店 大田市長久町長久40-1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
い不在ホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770
 - (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の名称
(変更前) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎
(変更後) い不在ホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
(変更前) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎
鳥取県倉吉市河原町1770
(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎
鳥取県倉吉市河原町1770
(変更後2) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎
鳥取県倉吉市河原町1770
 - (4) 変更の年月日
令和5年3月1日
- 2 届出年月日
令和6年2月14日
 - 3 届出及び添付書類の縦覧場所
大田市産業振興部産業企画課 (大田市大田町大田口1111)
 - 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 鳥根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

鳥根県告示第139号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

鳥根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない安来飯島店 安来市飯島町468-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) いないホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社いない 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

安来市政策推進部やすぎ暮らし推進課(安来市安来町878番地2)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第140号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドい不在新三刀屋店 雲南市三刀屋町下熊谷1758-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

い不在ホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎 鳥取県倉吉市河原町1770

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎

(変更後) い不在ホールディングス株式会社 代表取締役 稲井 陽一郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

(変更前) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後1) 株式会社モリスホーム 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(変更後2) 株式会社い不在 代表取締役 稲井 陽一郎

鳥取県倉吉市河原町1770

(4) 変更の年月日

令和5年3月1日

2 届出年月日

令和6年2月14日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業観光部商工振興課 (雲南市木次町里方521番地1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第141号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号) 第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年2月27日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 支援法人の名称及び住所
株式会社F r o mハート
浜田市田町1466番地 1
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
浜田市田町1466番地 1

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和6年2月27日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
協働学習に係る授業支援ソフトウェアライセンス調達 一式
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 契約期間
令和6年4月16日から令和11年3月31日まで
 - (4) 納入期限
令和6年4月15日（月）
 - (5) 納入場所
島根県教育庁教育指導課
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 本調達に要する一切の諸経費を含めた総価（5年間分）で入札に付する。
 - (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目が大分類「1 文具・事務用機器」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地
島根県教育庁教育指導課高等学校教育推進スタッフ
電話 0852-22-6863 F A X 0852-22-6026
電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和6年4月3日(水)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和6年4月3日(水)までの間

ただし、この場所にあつては、島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

開催しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和6年4月3日(水)午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和6年4月8日(月)午前10時から同月9日(火)午後4時まで(同月8日午後5時から同月9日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和6年4月9日(火)午後4時

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和6年4月9日（火）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月10日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎 教育委員控室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額を契約期間の月数（60月）で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約に係る契約期間の月数（60月）で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育指導課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、島根県議会において本件契約に係る令和6年度予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : collaborative learning software licence, 1 set

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. April 8, 2024 to 4 : 00 p.m. April 9, 2024

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. April 9, 2024

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on April 9, 2024)

(4) Date and time for bid opening : 10 : 00 a.m. on April 10, 2024

(5) Contact point for the notice : Educational Facilities Planning Division, Secretariat of Board of

Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6863

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第4号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

令和6年2月27日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務1級	学科試験	令和6年6月6日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和6年7月20日（土）午前8時30分から午後5時まで	
空港保安警備業務2級	学科試験	令和6年6月6日（木）午後1時30分から午後3時まで	15人程度
	実技試験	令和6年7月6日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務1級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務1級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（空港保安警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

令和6年5月7日（火）から同月10日（金）まで及び同月13日（月）の午前8時30分から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(i) 添付書類

- a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- d 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び空港保安警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情

を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

e 4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

(7) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 添付書類

a 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

b 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

c 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は、還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、島根県公安委員会、鳥取県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

正 誤

令和6年1月26日付け島根県報第484号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
12	上から6	(1)の3の(イ)	(1)のアの(イ)